

白馬村AIオンデマンド乗合交通事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年9月29日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第80号

白馬村AIオンデマンド乗合交通事業実施要綱の一部を改正する要綱

白馬村AIオンデマンド乗合交通事業実施要綱（令和6年白馬村告示第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「乗車回数券」の次に「及び紙式定期券」を加える。

別表第3中「1000円」を「1,000円」に、「5000円」を「5,000円」に改め、同表に次のように加える。

紙式定期券購入者	8時00分～	現金	3か月券 6,400円
	17時00分		

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

白馬村AIオンデマンド乗合交通事業実施要綱を一部改正する告示 新旧対照表

改正後	改正前																																				
(運賃) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 乗車回数券及び紙式定期券は、白馬村に住所を有する者のうち、65歳以上の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者にのみ販売する。 5 (略) 別表第3（第9条関係） <table><tr><th>対象者</th><th>利用時間</th><th>支払方法</th><th>運賃</th></tr><tr><td rowspan="2">65歳以上の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及</td><td>8時00分～17時00分</td><td>現金</td><td>270円</td></tr><tr><td></td><td>アプリ内決済</td><td>243円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>17時00分～23時00分</td><td>現金</td><td>450円</td></tr><tr><td></td><td>アプリ内決済</td><td>405円</td></tr></table>	対象者	利用時間	支払方法	運賃	65歳以上の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及	8時00分～17時00分	現金	270円		アプリ内決済	243円		17時00分～23時00分	現金	450円		アプリ内決済	405円	(運賃) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 乗車回数券_____は、白馬村に住所を有する者のうち、65歳以上の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者にのみ販売する。 5 (略) 別表第3（第9条関係） <table><tr><th>対象者</th><th>利用時間</th><th>支払方法</th><th>運賃</th></tr><tr><td rowspan="2">65歳以上の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及</td><td>8時00分～17時00分</td><td>現金</td><td>270円</td></tr><tr><td></td><td>アプリ内決済</td><td>243円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>17時00分～23時00分</td><td>現金</td><td>450円</td></tr><tr><td></td><td>アプリ内決済</td><td>405円</td></tr></table>	対象者	利用時間	支払方法	運賃	65歳以上の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及	8時00分～17時00分	現金	270円		アプリ内決済	243円		17時00分～23時00分	現金	450円		アプリ内決済	405円
対象者	利用時間	支払方法	運賃																																		
65歳以上の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及	8時00分～17時00分	現金	270円																																		
		アプリ内決済	243円																																		
	17時00分～23時00分	現金	450円																																		
		アプリ内決済	405円																																		
対象者	利用時間	支払方法	運賃																																		
65歳以上の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及	8時00分～17時00分	現金	270円																																		
		アプリ内決済	243円																																		
	17時00分～23時00分	現金	450円																																		
		アプリ内決済	405円																																		

び精神障害者福祉に関する法律 （昭和25年法律第123号）第45 条の規定により精神障害者保健 福祉手帳の交付を受けた者				び精神障害者福祉に関する法律 （昭和25年法律第123号）第45 条の規定により精神障害者保健 福祉手帳の交付を受けた者			
未就学児	8時00分～ 23時00分		無料	未就学児	8時00分～ 23時00分		無料
前各項以外の者	8時00分～ 17時00分	ア プ リ 内 決 済	270円	前各項以外の者	8時00分～ 17時00分	アプリ内 決済	270円
	17時00分 ～23時00 分		450円		17時00分 ～23時00 分		450円
アプリ内デジタル定期券購入者	8時00分～ 17時00分	ア プ リ 内 決 済	1日券 1,000円 1か月券 5,000円	アプリ内デジタル定期券購入者	8時00分～ 17時00分	アプリ内 決済	1日券 1000円 1か月券 5000円
	17時00分 ～23時00 分		シーズン券 5,000円		17時00分 ～23時00 分		シーズン券 5000円
紙式定期券購入者	8時00分～ 17時00分	現金	3か月券 6,400円				